平成２３年（フ）第１３１号
青森県八戸市江陽４丁目10番８号
債務者　宗前　典子（旧姓漆戸）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
青森県八戸市桜ヶ丘３丁目16番１号　パークヒルズ桜ヶ丘Ⅱ―203、前住所青森県八戸市大字白銀町字右新井田道19番地11
債務者　田村　利通
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
青森県八戸市大字長苗代字窪田26番地９　リバーハイツ12号、前住所北海道札幌市豊平区月寒東３条15丁目６番36号　向ヶ丘宮北ビル301号
債務者　本間　信一
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
神奈川県逗子市逗子１丁目８番６―304号
債務者　吉川　　進
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２７４号
神奈川県横須賀市大矢部５丁目７番３号
債務者　綿貫貴美代
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１５１号
山口市旭通り２丁目３番21号
債務者　三吉美佐子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３３６号
横浜市戸塚区上矢部町1614番地９　姥子ハイツ201号
債務者　澤口　博子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４０７号
横浜市都筑区川和町957番地１　マ・メゾン・ド・アキラ21―205
債務者　長澤義太郎
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４２０号
横浜市緑区北八朔町1502番地100　シティヒルズ２―Ｊ号
債務者　奈良　一輝
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５００号
住民票上の住所横浜市中区初音町３丁目47番地　サンフラットあけぼの初音702号室
債務者　五十嵐園恵
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５３５号
神奈川県大和市深見台４丁目１番12号　タウンハウス鳴川101
債務者　山本　英一
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５３６号
神奈川県大和市深見台４丁目１番12号　タウンハウス鳴川101
債務者　山本　里美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６１４号
横浜市南区六ツ川１丁目222番地１　第２粟飯原マンション301
債務者　富澤　準治
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６２６号
横浜市港北区綱島台21番13号　岡本荘201
債務者　儁侃　　武
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７２１号
横浜市磯子区森６丁目３番５号
債務者　阿部　未央
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５９号
静岡市葵区千代１丁目７番10号　ピースフルハイム201号、旧住所静岡市葵区上足洗１丁目４番６―204号
債務者　辻出　修治
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部